

山梨県賃金アップ環境改善事業費補助金（上乘せコース）交付要綱

（趣旨）

第1条 知事は、生産性の改善や従業員の賃金引上げに取り組む県内中小企業を支援するため、厚生労働省の中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）通常コース（以下「国助成金」という。）の額の確定通知を受けた事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において「中小企業事業者」とは、中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）交付要綱（令和4年2月1日付け厚生労働省発基02015号。以下「国助成金交付要綱」という。）第2条に該当する事業者をいう。

（補助対象事業者）

第3条 本補助金の交付の対象となる事業者は、次の各号を全て満たす者とする。

- （1）山梨県内に事業場があること。
 - （2）国助成金について、令和6年10月1日以降に山梨労働局に交付申請を行い、令和8年2月10日までに国助成金の交付額確定の通知を受けている事業者であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付を受けることができない。
- （1）県税を滞納している者
 - （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - （3）山梨県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中の者
 - （4）会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続きを行っている者
 - （5）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を役員、代理人、支配人その他の使用人等として使用している者
 - （6）政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定する政治団体に該当する者

(補助対象経費及び補助率等)

第4条 本補助金の補助対象経費は、国助成金対象経費支出済額（国助成金事業実績報告書に添付した国庫補助金精算書の写しD欄に記載の額）及び社会保険労務士へ支払った報酬に要した経費とする。

2 補助金の額は、次の各号で算出された額を合算した額とする。

(1) 補助対象経費及び補助率は、別表1のとおりとし、国助成金対象経費支出済額から国の助成額を減じて得た額と、別表2又は別表3に定める県補助上限額①とを比較し、少ない方の額を支給額とする。ただし、この支給額と国助成金の合計額は、国の助成上限額を超えないものとする。

(2) 国助成金交付要綱別表第1の第4欄又は別表第3の第1欄に基づく引上げ労働者数に算入した労働者全員の賃金を120円以上上げるとともに、就業規則その他これに準ずるものにより当該引き上げ後の賃金額を事業場で使用する労働者の下限の賃金額とすることを定めた場合は、補助対象経費及び補助率は、別表1のとおりとし、国助成対象経費支出済額から国の助成上限額を減じた額に5分の4を乗じて得た額と、別表2又は別表3に定める県補助上限額②とを比較し、少ない方の額を支給額とする。

(3) 厚生労働省のキャリアアップ助成金について、山梨労働局に支給申請を行い令和6年4月1日以降に支給決定の通知を受けた場合又は豊かさ共創スリーアップ推進協議会規約第5条によるスリーアップ推進宣言を行い、スリーアップ推進宣言企業として登録され、かつ、令和6年4月1日以降にキャリアアップ・ユニバーシティの講座を修了した場合は、補助対象経費及び補助率は、別表1のとおりとし、国助成対象経費支出済額から国の助成上限額を減じた額に5分の4を乗じた額から、前号により算出した額を減じて得た額と、別表2又は別表3に定める県補助上限額③とを比較し、少ない方の額を支給額とする。

(4) 助成金の交付申請に当たって社会保険労務士に助成金交付申請手続きに係る報酬を支払った場合は、その報酬額の実支出額と別表4交付額欄に定める上限額を比較した低い方の額とする。

3 前項第1号から第4号までの規定により算定した補助額に千円未満の端数が生じたときは、それぞれその端数は、切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 本補助金の交付を受けようとする事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、山梨県賃金アップ環境改善事業費補助金（上乘せコース）交付申請書兼実績報告書（第1号様式）により次の各号に掲げる書類を添えて令和8年2月10日までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（第2号様式）
- (2) 国助成金交付額確定通知書の写し（国助成金交付要綱 様式第11号）
- (3) 国助成金実績報告書の写し（国助成金交付要綱 様式第9号）
- (4) 国庫補助金精算書の写し（国助成金交付要綱 様式第9号別紙1）
- (5) 事業実施結果報告書の写し（国助成金交付要綱 様式第9号別紙2）
- (6) 県税に未納がない旨の証明書
- (7) キャリアアップ助成金支給決定通知書の写し（雇用関係助成金支給要領 第2各助成金別要領 12 キャリアアップ助成金 様式第5号）（第4条第2項第3号の支給決定通知を受けた場合）
- (8) キャリアアップ・ユニバーシティの講座修了証の写し（第4条第2項第3号の講座を受講修了した場合）
- (9) 国助成金申請手続きに係る社会保険労務士への報酬金額が確認できる領収書等の写し（第4条第2項第4号に該当する場合）
- (10) その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付の決定及び額の確定）

第6条 知事は、第5条の規定による交付申請書兼実績報告書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めたときは速やかに交付の決定及び額の確定を行い、第3号様式による補助金交付決定及び額の確定通知書を補助事業者に送付するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じて条件を付することができるものとする。

3 次の各号に該当する場合には、第4条第2項の規定により算定した補助金の額に満たない額で交付決定及び額の確定をする場合がある。

（1）予算上限に達した場合

（2）補助対象事業者が第5条又は第7条に基づき複数の事業場の申請をする場合で、かつ、第4条第2項、山梨県賃金アップ環境改善事業費補助金（拡大コース）交付要綱第3条第2項及び山梨県賃金アップ環境改善事業費補助金（環境改善コース）交付要綱第3条第2項の規定により算定した補助金の額の合計が1,000万円（キャリアアップ助成金の支給決定又はキャリアアップ・ユニバーシティの講座を修了した場合は1,600万円）を超える場合

（追加の交付の申請）

第7条 補助対象事業者は、第6条第1項の交付決定及び額の確定後にキャリアアップ助成金の支給決定又はキャリアアップ・ユニバーシティの講座の修了を受け、第4条第2項第3号の補助金の交付を受けようとする場合は、交付申請書兼実績報告書

(第4号様式)にキャリアアップ助成金支給決定通知書の写し又はキャリアアップ・ユニバーシティの講座修了証の写しを添えて、令和8年2月10日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定及び額の確定)

第8条 知事は、第7条の規定による交付申請書兼実績報告書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めたときは速やかに交付の決定及び額の確定を行い、第5号様式による補助金交付決定及び額の確定通知書を補助事業者に送付するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じて条件を付することができるものとする。

(補助金の交付方法)

第9条 知事は、第6条第1項又は第8条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、令和8年3月31日までに、交付申請書兼実績報告書に指定のある口座に支払うものとする。

(補助金の申請の条件)

第10条 補助対象事業者は、第5条又は第7条の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の条件)

第11条 知事は、第10条の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。

(申請の取下げ)

第12条 補助対象事業者は、当該申請を取り下げようとするときは、第6条第1項又は第8条第1項の規定による通知を受領した日から10日以内に山梨県賃金アップ環境改善事業費補助金取下げ申請書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

(指示及び検査)

第13条 知事は、補助対象事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(交付決定の取消等)

第14条 知事は、次に掲げる場合には、第6条および第8条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 補助対象事業者が法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助対象事業者が補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助対象事業者が補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- (4) 補助対象事業者が交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき。
- (6) 国助成金の取消し又は返還請求があったとき。

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助対象事業者は、補助事業完了後、申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額確定報告書(第7号様式)により速やかに、知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があったときは、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(状況報告)

第16条 補助対象事業者は、国助成金交付要綱第12条の状況報告を行った場合、状況報告書の提出日から30日以内に状況報告書(様式第8号)に必要な書類を添付して知事に提出しなければならない。

(財産の処分制限)

第17条 規則第20条第1項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間。以下「処分制限期間」という。）とする。

2 規則第20条第2号及び第3号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が500千円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

(帳簿の備付等)

第18条 補助対象事業者は、補助事業の収支に関する帳簿及び関係書類について支給を受けた日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

2 前条第2項に規定する財産がある場合は、その財産の処分制限期間中、前項の帳簿等を整備保管しなければならない。ただし、規則第20条による知事の承認を受けた場合は、その年度までとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか本補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年2月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

2 この要綱による規定は、施行日以後の交付決定分について適用し、施行日以前の交付

決定分の取り扱いについては、なお従前の例による。

別表 1

対象経費	県補助率			
国の業務改善助成金の 対象経費支出済額（※）	国助成金と本補助金の合計が国の助成上限額以下 となる部分			国助成金と本補助金の 合計が国の助成上限額 を超える部分
	国の助成金の 助成率が 3/4 の場合	国の助成金の 助成率が 4/5 の場合	国の助成金の 助成率が 9/10 の場合	
	1/4	1/5	1/10	4/5

※業務改善助成金の事業実績報告書に添付した国庫補助金精算書の写しD欄の記載に基づくものとする。

別表 2 (事業場規模 30 人未満の事業者を除く)

(単位：円)

最低賃金 引上げ額	引き上げる 労働者 数	国の助成 上限額	県補助上限額①			県補助上限 額②	県補助上限額 ③
			補助率1/4	補助率1/5	助 成 率 1/10		
			(国の助成 率3/4の場合)	(国の助成 率4/5の場合)	(国の助成 率9/10の場合)		
30円以上	1 人	300,000	75,000	60,000	30,000	0	300,000
	2～3 人	500,000	125,000	100,000	50,000	0	500,000
	4～6 人	700,000	175,000	140,000	70,000	0	700,000
	7 人以上	1,000,000	250,000	200,000	100,000	0	1,000,000
	10 人以上	1,200,000	300,000	240,000	120,000	0	1,200,000
45円以上	1 人	450,000	112,500	90,000	45,000	0	450,000
	2～3 人	700,000	175,000	140,000	70,000	0	700,000
	4～6 人	1,000,000	250,000	200,000	100,000	0	1,000,000
	7 人以上	1,500,000	375,000	300,000	150,000	0	1,500,000
	10 人以上	1,800,000	450,000	360,000	180,000	0	1,800,000
60円以上	1 人	600,000	150,000	120,000	60,000	0	600,000
	2～3 人	900,000	225,000	180,000	90,000	0	900,000
	4～6 人	1,500,000	375,000	300,000	150,000	0	1,500,000
	7 人以上	2,300,000	575,000	460,000	230,000	0	2,300,000
	10 人以上	3,000,000	750,000	600,000	300,000	0	3,000,000
90円以上	1 人	900,000	225,000	180,000	90,000	0	900,000
	2～3 人	1,500,000	375,000	300,000	150,000	0	1,500,000
	4～6 人	2,700,000	675,000	540,000	270,000	0	2,700,000
	7 人以上	4,500,000	1,125,000	900,000	450,000	0	4,500,000
	10 人以上	6,000,000	1,500,000	1,200,000	600,000	0	6,000,000
120円以上	1 人	900,000	225,000	180,000	90,000	300,000	900,000
	2～3 人	1,500,000	375,000	300,000	150,000	500,000	1,500,000
	4～6 人	2,700,000	675,000	540,000	270,000	900,000	2,700,000
	7 人以上	4,500,000	1,125,000	900,000	450,000	1,500,000	4,500,000
	10 人以上	6,000,000	1,500,000	1,200,000	600,000	2,000,000	6,000,000
150円以上	1 人	900,000	225,000	180,000	90,000	600,000	900,000
	2～3 人	1,500,000	375,000	300,000	150,000	1,000,000	1,500,000
	4～6 人	2,700,000	675,000	540,000	270,000	1,800,000	2,700,000
	7 人以上	4,500,000	1,125,000	900,000	450,000	3,000,000	4,500,000
	10 人以上	6,000,000	1,500,000	1,200,000	600,000	4,000,000	6,000,000

※ 10 人以上の上限額区分については、国助成金交付要綱第 4 条ただし書き及び第 4 項に定める特例事業者が対象。

別表 3 (事業場規模 30 人未満の事業者)

(単位：円)

最低賃金 引上げ額	引き上げる 労働者 数	国の助成上 限額	県補助上限額①			県補助上限 額②	県補助上限額 ③
			補助率1/4	補助率1/5	助 成 率 1/10		
			(国の助成 率 3/4 の場 合)	(国の助成 率 4/5 の場 合)	(国の助成 率 9/10 の 場合)		
30円以上	1 人	600,000	150,000	120,000	60,000	0	600,000
	2 ～ 3 人	900,000	225,000	180,000	90,000	0	900,000
	4 ～ 6 人	1,000,000	250,000	200,000	100,000	0	1,000,000
	7 人以上	1,200,000	300,000	240,000	120,000	0	1,200,000
	1 0 人 以 上	1,300,000	325,000	260,000	130,000	0	1,300,000
45円以上	1 人	800,000	200,000	160,000	80,000	0	800,000
	2 ～ 3 人	1,100,000	275,000	220,000	110,000	0	1,100,000
	4 ～ 6 人	1,400,000	350,000	280,000	140,000	0	1,400,000
	7 人以上	1,600,000	400,000	320,000	160,000	0	1,600,000
	1 0 人 以 上	1,800,000	450,000	360,000	180,000	0	1,800,000
60円以上	1 人	1,100,000	275,000	220,000	110,000	0	1,100,000
	2 ～ 3 人	1,600,000	400,000	320,000	160,000	0	1,600,000
	4 ～ 6 人	1,900,000	475,000	380,000	190,000	0	1,900,000
	7 人以上	2,300,000	575,000	460,000	230,000	0	2,300,000
	1 0 人 以 上	3,000,000	750,000	600,000	300,000	0	3,000,000
90円以上	1 人	1,700,000	425,000	340,000	170,000	0	1,700,000
	2 ～ 3 人	2,400,000	600,000	480,000	240,000	0	2,400,000
	4 ～ 6 人	2,900,000	725,000	580,000	290,000	0	2,900,000
	7 人以上	4,500,000	1,125,000	900,000	450,000	0	4,500,000
	1 0 人 以 上	6,000,000	1,500,000	1,200,000	600,000	0	6,000,000
120円以上	1 人	1,700,000	425,000	340,000	170,000	300,000	1,550,000
	2 ～ 3 人	2,400,000	600,000	480,000	240,000	500,000	2,250,000
	4 ～ 6 人	2,900,000	725,000	580,000	290,000	900,000	2,850,000
	7 人以上	4,500,000	1,125,000	900,000	450,000	1,500,000	4,500,000
	1 0 人 以 上	6,000,000	1,500,000	1,200,000	600,000	2,000,000	6,000,000
150円以上	1 人	1,700,000	425,000	340,000	170,000	600,000	1,400,000
	2 ～ 3 人	2,400,000	600,000	480,000	240,000	1,000,000	2,100,000
	4 ～ 6 人	2,900,000	725,000	580,000	290,000	1,800,000	2,800,000
	7 人以上	4,500,000	1,125,000	900,000	450,000	3,000,000	4,500,000
	1 0 人 以 上	6,000,000	1,500,000	1,200,000	600,000	4,000,000	6,000,000

※ 10 人以上の上限額区分については、国助成金交付要綱第 4 条ただし書き及び第 4 項に定める特例事業者が対象。

別表 4

対象経費	交付額
業務改善助成金、賃金アップ環境改善事業費補助金交付申請手続きに係る社会保険労務士への報酬	報酬額の実支出額と次の上限額とを比較して少ない方の額を支給額とする。年間契約を行っている場合は、業務改善助成金、賃金アップ環境改善事業費補助金の申請手続きを依頼したことで、増加した金額を報酬額の実支出額とする。 ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。 上限額 1 0 0 千円